

第4号様式（条例第10条、第11条、第14条関係）

太枠の中だけ書いてください。
い。

- 1 印鑑登録証亡失届書
- 2 印鑑登録証引替交付申請書
- 3 印鑑登録廃止申請書

年 月 日													
(宛先) 大田区長													
印 鑑 登 録 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">登 録 番 号</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住 所 大田区</td> <td style="padding: 2px;">丁 目 番 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">自 宅 勤 務 先 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日 生</td> </tr> </table>	登 録 番 号		住 所 大田区	丁 目 番 号		自 宅 勤 務 先 ()	氏 名	年 月 日 生				
登 録 番 号													
住 所 大田区	丁 目 番 号												
	自 宅 勤 務 先 ()												
氏 名	年 月 日 生												
理 由	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 紛失</td> <td style="width: 20%;">2 破損</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> ((1) 登録番号が判読できる。 (2) 登録番号が判読できない。) </td> <td style="width: 20%;">4 その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 汚損</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 紛失	2 破損	((1) 登録番号が判読できる。 (2) 登録番号が判読できない。)	4 その他		3 汚損						
1 紛失	2 破損	((1) 登録番号が判読できる。 (2) 登録番号が判読できない。)	4 その他										
	3 汚損												
届 出 (申 請) 人	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 本 人</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2 代 理 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">代理人のときは住所・氏名も書いてください。</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">代 理 人</td> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">登録者との間柄 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">自 宅 勤 務 先 ()</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1 本 人	2 代 理 人	代理人のときは住所・氏名も書いてください。		代 理 人	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">登録者との間柄 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">自 宅 勤 務 先 ()</td> </tr> </table>	住 所		氏 名	登録者との間柄 ()	電 話 番 号	自 宅 勤 務 先 ()
1 本 人	2 代 理 人												
代理人のときは住所・氏名も書いてください。													
代 理 人	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">登録者との間柄 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">自 宅 勤 務 先 ()</td> </tr> </table>	住 所		氏 名	登録者との間柄 ()	電 話 番 号	自 宅 勤 務 先 ()						
住 所													
氏 名	登録者との間柄 ()												
電 話 番 号	自 宅 勤 務 先 ()												



注 意 事 項

- この届出（申請）は、本人が手続をしなければなりません。
代理人のときは、委任の旨を証する書面（委任状等）が必要です。
- 印鑑登録証亡失届をしたときは、印鑑登録が抹消されます。
- 印鑑登録証亡失届のほかは、印鑑登録証を添えて申請してください。
- 旧氏を住民票に登録している方は、旧氏及び名でも届出（申請）をすることができます。



住民票処理		印鑑登録原票処理		係 員
印鑑登録証	1 回 収	2 未回収		
登録番号				